

# 外国人技術者の採用ガイド



一般社団法人 全国建設業協会

## 【建設業における外国人労働者の雇用状況】

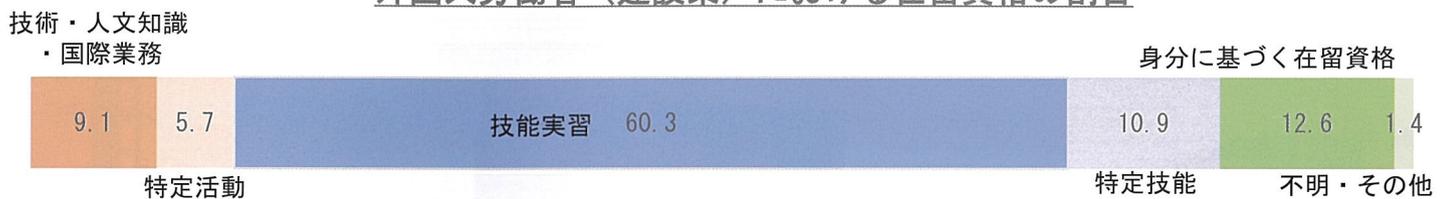
少子高齢化が進み、産業間での人材獲得競争が激化する中で、今後、外国人労働者の需要はますます高まっていくと考えられています。建設業においては、令和元年に93,214人だった外国人労働者数は、令和6年には177,902人にまで増加しています。また、外国人を雇用している事業所数は、令和元年には25,991所でしたが、令和6年には44,811所にまで増加しています。

ここでは、これから外国人労働者を雇用したいと考えている会員企業が、こういった在留資格で外国人材を採用できるのかを紹介します。

## 建設業の外国人労働者はどんな在留資格で働いているの？

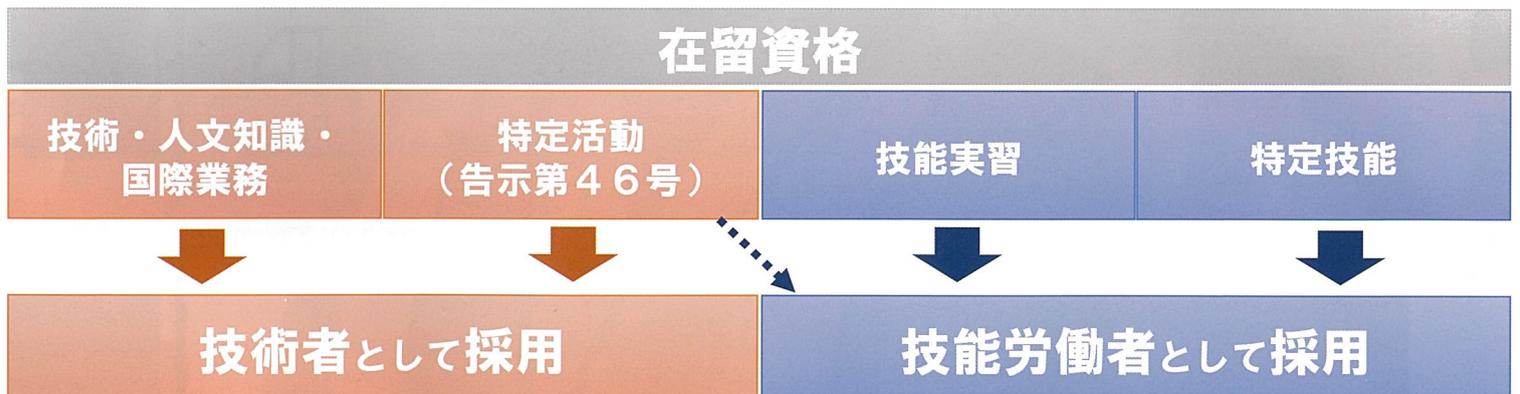


### 外国人労働者（建設業）における在留資格の割合



資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（令和6年10月末時点）

## 必要なのは技術者？それとも技能労働者？



技能実習は、「1号」から「3号」まで移行すると通算5年間日本に在留可能です。

一方、特定技能は、「1号」については通算5年間在留可能で、特定技能「1号」終了後に帰国した場合は、再び特定技能「1号」になることはできませんが、特定技能「2号」に移行すれば無期限で在留が可能となります。

P. 2へ P. 3へ



公益財団法人  
国際人材協力機構  
<https://www.jitco.or.jp>



一般社団法人  
建設技能人材機構  
<https://jac-skill.or.jp>



## 技術・人文知識・国際業務（技人国） ってどんな在留資格？

出入国在留管理庁のホームページでは、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」と定義しています。

簡単に言うと、外国人労働者が持っている専門的な技術や知識を活用して、業務を行うための在留資格です。「技人国」と略されることがあります。従事する仕事に関連した大学等（特定活動（告示第46号）と異なり、国外の大学等も可）を卒業した人や、従事する仕事に関連した10年以上の実務経験を積んだ人が対象となります。申請の際、日本語能力は求められませんが、実際の審査では、仕事内容に応じた日本語能力が求められることがあります。また、日本の企業と雇用契約を結んだ上で、給与・勤務時間等が日本人と同等以上である必要があります。在留期間は雇用契約や申請者の経歴等から5年、3年、1年のいずれかになります。最初の申請時には1年が多く、更新の際に3年や5年に延長されます（何度でも更新が可能）。なお、一定の要件を満たすことで配偶者及び子に限り家族の帯同が認められています。

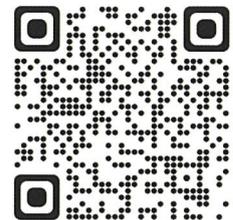
## 在留資格「技人国」ではどんな仕事ができるの？



専門的な技術や知識を活用する在留資格であることから、現場での作業はできません。現場監督や設計、CADのオペレーターなどの業務が考えられます。



詳しくは、出入国在留管理庁の  
ホームページをご覧ください。  
<https://www.moj.go.jp/isa>



### Point

国土交通省では、日本の中堅・中小建設企業と外国人技術者をマッチングするために、「ビジネスミッション・ジョブフェア」を開催しています。また、日本貿易振興機構（JETRO）では「高度外国人材活躍推進ポータル」を開設しています。





## 特定活動（告示第46号） ってどんな在留資格？

出入国在留管理庁のホームページでは、「別表十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動」と定義しています。

別表十一の要件とは、①日本の大学、大学院を卒業していること。または、短期大学、高等専門学校を卒業し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与されること。若しくは、認定を受けた専門学校を修了し高度専門士の称号を得ていること。②高い日本語能力を有していること（日本語能力検定N1など）。つまり、留学生がそのまま日本で就職するための在留資格です。在留資格「技人国」よりも条件がかなり厳しくなります。入国管理局が個別に審査し、5年、3年、1年、6か月、3か月のいずれかの在留期間となります（何度でも更新が可能）。なお、一定の要件を満たすことで配偶者及び子に限り家族の帯同が認められています。

## 在留資格「特定活動（告示第46号）」では どんな仕事ができるの？

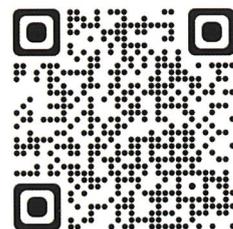


在留資格「技人国」では現場での作業ができませんが、在留資格「特定活動（告示第46号）」では、現場での作業ができます。他の外国人労働者に対し、日本語を用いて円滑な意思疎通を図り、指導しながら、幅広い活躍を期待することができます。また、現場での作業ができることから技能労働者として従事することもできます（単純労働のみに従事することはできません）。



詳しくは、出入国在留管理庁の  
ホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa>



### Point

特定活動（告示第46号）の在留資格を持つ外国人を採用するには、地元の大学等と連携することが大切です。また、特定活動（告示第46号）は「高い日本語能力」が求められることから、日本語学校との連携も有効です。



※申請書の書き方、必要書類等についての御質問は、出入国在留管理庁「外国人在留総合インフォメーションセンター」へお問い合わせください。

0570-013904